改 正 前	改 正 後
(前 略)	
(編成の要件)	(編成の要件)
第4条 履修証明プログラムは、本学が開講する講	第4条 (同 左)
習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系	
的に編成するものとする。	
2 一の履修証明プログラムの修了に要する総時間	2 一の履修証明プログラムの修了に要する総時間
数は、 <u>120</u> 時間以上とする。	数は、 <u>60</u> 時間以上とする。
3 履修証明プログラムの講習又は授業科目を担当	3 (同 左)
する者は、本学の教員とする。ただし、当該履修	
証明プログラムを開設する部局の長(複数の部局	
が共同して一の履修証明プログラムを開設する場	
合には、当該履修証明プログラムを開設する部局	
の長の代表者。以下「開設部局の長」という。) が	
必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に	
委嘱することができる。	
(後 略)	
	附則
	この規程は、平成31年4月1日から施行する。